

「共働き・共育て」普及啓発事業委託業務 企画提案募集要項

徳島県（以下「県」という。）は、「共働き・共育て」普及啓発事業を委託するにあたり、次のとおり公募型プロポーザルを実施する。

1 委託業務の概要

（１）業務名称

「共働き・共育て」普及啓発事業委託業務

（２）業務内容

別添「「共働き・共育て」普及啓発事業委託業務仕様書」のとおり。

2 趣 旨

本要項は、県が「共働き・共育て」普及啓発事業の委託の相手方を選定するための企画提案公募の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

3 事業規模（予算）及び採択数

（１）委託費用の上限

４，７００千円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

（２）委託の期間

契約締結の日から令和９年３月３１日まで

（３）採択数

予算の範囲内で１件を採択予定

4 実施方法

公募型プロポーザル方式

5 参加資格要件

このプロポーザルに参加する資格を有する者は、事業を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体等（以下、「法人等」という。）もしくは、複数法人等による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であり、次に掲げる要件を全て満たす者（コンソーシアムの場合はその構成員）とする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 拘禁刑、懲役又は禁錮に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

（３）次のアからオまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなさ

れている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

エ 県税、国税等納付すべき税金を滞納している者

オ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者。

（4）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

（5）「徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置」を受けていないこと。

（6）特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とした法人、公序良俗に反する等適当でないとして認められる者ではないこと。

（7）「徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置」を、企画提案参加申込書提出期限日から審査日までの期間内に受けていないこと。

（8）過去に本件業務に類似する業務を実施した実績を有すること。

6 企画提案参加の手続き等

（1）提出場所、問合せ先

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県こども未来部子育て応援課 次世代育成担当

電話：088-621-2730

ファクシミリ：088-621-2843

E-mail：kosodateouenka@pref.tokushima.lg.jp

（2）企画提案参加申込書等の提出方法

ア 提出書類

（ア）企画提案参加申込書（様式1）1部

（イ）会社等の概要が分かる書類（事業報告書、パンフレット等）1部

（ウ）登記簿謄本の写し（履歴事項全部証明書）1部

個人事業者の場合は、営業証明書または個人事業開始届の写し

（エ）未納の額のないことの証明書（税務署及び都道府県が発行するもので3ヵ月以内に取得したもの。写しでも可。）各1部

（オ）コンソーシアムの場合、コンソーシアム協定書の写し（様式例1）

（カ）コンソーシアムの場合、コンソーシアム委任状（様式例2）

※（イ）（ウ）（エ）について、コンソーシアムの場合は、構成員全て提出すること。

イ 提出方法

電子メール、持参（午前9時から午後5時まで（土日・祝日を除く））又は郵送（書留郵便又は宅配便で期限内必着）により提出すること。なお、電子メールを送信する場合、電子メール送信後には、電話にて送信した旨を連絡すること。

ウ 提出期限

令和8年7月14日（火）午後5時必着

（3）企画提案書等の提出方法

ア 提出書類

（ア）企画提案書かがみ文（様式2）（A4版、1部）

（イ）企画提案書（A4版、自由様式、7部）

（ウ）委託業務に係る経費の見積書（A4版、自由様式、7部）

イ 提出方法

持参（午前9時から午後5時まで（土日・祝を除く））又は郵送（書留郵便又は宅配便で期限内必着）とすること。持参または郵送した資料は、電子メールにて上記「（1）提出場所、問合せ先」のメールアドレス宛てに送付すること。

ウ 提出期限

令和8年7月29日（水）午後5時必着

（4）企画提案書の記載内容

企画提案書はA4版、長辺綴じ（A4での作成が適当でない場合はA3折込使用も可）とし、下記のア～ウの各項目内容を記載すること。文章を補完するための写真、イラストなどの使用は可とする。

ア 提案内容、実施計画及び実施体制

仕様書「5 業務の内容」に基づき、以下について具体的かつ詳細に記載すること。

（ア）実施計画（各業務の企画・運営や参加者の募集方法、広報の実施方法等について具体的に記載）

（イ）実施体制（総括責任者及び担当者の経験、能力等について記載）

イ 類似業務の実績等

本委託業務に類する事業の実施実績について記載すること。

ウ 実施スケジュール

本委託業務を遂行するにあたり、業務完了に至るまでの進行計画を記載すること。

（5）質問受付

ア 質問内容

原則として、業務内容や手続きに関する事項に限るものとし、他の参加者からの企画提案書提出状況や積算に関する内容等の質問は受け付けない。

イ 質問方法

質問書（様式3）により行うものとし、上記「（1）提出場所、問合せ先」のメールアドレス宛てに、質問書を送付すること。なお、電子メール送信後には、電話にて送信した旨を連絡すること。

ウ 質問受付期間

令和8年7月9日（木）午後5時必着

エ 質問に対する回答

原則として令和8年7月13日（月）までに徳島県のホームページに掲載する。

(6) 参加辞退

企画提案参加申込書提出後に企画提案の参加を辞退する場合は、辞退届（様式4）を持参又は郵送により令和8年7月29日（水）午後5時までに提出すること。

(7) その他

ア 1団体が申請できる件数は、1件とする。

イ 企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。

また、提出された書類については返却しない。

ウ 企画提案参加申込書（様式1）について虚偽の記載があった場合は、当該者の企画提案書を無効とするものとする。

エ 企画提案の募集・選定は、県が本事業の契約交渉を行う相手方を選定するための手続きであって、企画提案の内容がそのまま契約内容となるものではなく、事業の実施にあたっては、選定された企画提案の内容を最低限の内容とし、県と委託候補者が協議して実施内容を決定する。

7 選定方法等

(1) 県は、企画提案等の内容について順位を決定するため、選定委員会を設置する。

(2) 選定委員会は、企画提案等の内容について審査し、順位を決定するものとする。

(3) 選定に当たっては、評価基準に基づき採点する方法により審査を実施する。

(4) 選定委員会は、書類審査により行うものとする。

(5) 評価基準

別添「「共働き・共育て」普及啓発事業委託業務評価基準」のとおり。

(6) 選定結果

ア 選定終了後、すべての提案者に選定結果を通知する。

イ 選定に関する照会には一切応じない。

ウ 選定結果に対する異議申し立ては受理しない。

エ 選定委員会において選定された委託候補者は、契約手続きを完了するまで県との契約関係を生じない。

8 契約に関する事項

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とし、選定委員会で最優秀提案者として選定された委託候補者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、「7 選定方法等」により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行うこととする。なお、応募団体が1団体の場合は、選定委員会での評価内容を勘案し、契約を締結するかどうかを判断するものとする。

(2) 契約保証金

契約保証金は免除する。

(3) 委託契約にかかる委託料は、必要な場合、前金払いを可能とする。

(4) 本業務の実施にあたり、県は委託契約期間の間、随時、業務の進捗状況及び経費の執行状況について、受託者に報告を求めることができるものとし、その状況に応じて

業務内容の見直しについて、受託者と協議できるものとする。

- (5) 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用しないこと。また、成果品及び業務履行過程で得られた記録を第三者に閲覧させ、複写又は譲渡しないこと。但し、委託者の許可を得た場合はこの限りではない。
- (6) 受託者が委託業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年徳島県条例第５５号）及び個人情報の保護に関する法律施行細則（令和５年徳島県規則第１３号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に万全を期すこと。

９ スケジュール

- (1) 公募開始
令和８年６月３０日（火）
- (2) 質問受付
令和８年７月９日（木）午後５時まで
- (3) 企画提案参加申込書等の提出期限
令和８年７月１４日（火）午後５時まで
- (4) 企画提案書等の提出期限
令和８年７月２９日（水）午後５時まで
- (5) 書面審査
令和８年８月上旬頃予定
- (6) 委託業者決定・契約の締結
委託候補者選定後、速やかに委託候補者の決定を通知の上、契約について協議を行い、契約を締結する。

１０ その他

- (1) 本事業の実施に当たっては、本事業企画提案募集要項、委託契約書、徳島県契約事務規則、他別に定める規程等を遵守すること。
- (2) 最優秀提案者が、審査日から本契約締結までの期間内に「徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置」を受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないこととする。また、契約後に同要綱に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を解除する。